

市民の健康づくりを推進

福祉環境委員会

12月13日

所管事務調査

第2次とよかわ健康づくり計画
中間見直し(案)

第2次とよかわ健康づくり計画中間見直し(案)についての説明を受けました。
主な質疑は次のとおりです。

【問】 具体的な見直しの内容は。

【答】 各分野で定めた目標値に対して、現状値を、県の達成率の算式と同様の方法で評価した。本市の課題を明らかにし、中間見直し後の方向性を示している。

【問】 自殺者の現状と特徴は。

【答】 本市の自殺者数は25年が50人と多いが、それ以降は減少傾向にある。全国と比較して20代、80代以上の女性、50代男性の割合が高く、同居世帯、無職の方が多い。

【問】 中学1年生の1人あたりの虫歯数は県と比較してどうか。

【答】 29年度は本市の平均0.72本に対して、県は0.5本であり、県平均より悪い状況である。見直し後の目標値を達成できるように取り組んでいく。

学校規模の課題解決に向けた方針を策定

市民文教委員会

12月14日

所管事務調査

市立小中学校の規模に関する基本方針(案)

市立小中学校の規模に関する基本方針(案)についての説明を受けました。
主な質疑は次のとおりです。

【問】 今年度に基本方針を策定する意義は。

【答】 小中学校の小規模化が一層進むと予測され、対応方針などを明らかにする必要があること、また文部科学省から32年度までに学校教育施設の長寿命化計画を策定することが求められており、その重要な要素として必要となるため。

【問】 なぜ複式編制を回避する方針を打ち出すのか。

【答】 県内では、山間部等通学区域が非常に広い場合など、物理的に学校統合が選択できない場合があるが、本市ではそこまでの学校はないため、学校教育の機会均等やその水準の維持・向上の観点を重視していく。

その他に開催された委員会

- 10月26日 産業建設委員会
下水道事業の企業会計方式移行
- 11月 7日 議会協議会
豊川市開発ビル株式会社あり方検討委員会意見書
- 11月20日 総務委員会
平成31年度組織機構改革
市税条例の一部改正の概要
- 12月13日 福祉環境委員会
休日夜間急病診療所における診療時間の見直し



10月2日 豊橋市中消防署の見学

議員防災研修として「東三河消防指令センター（豊橋市中消防署）」へ視察を行いました。

センターは、東三河地区5市3町村の119番通報に対応しており、高機能消防通信指令システムによる運営体制を中心に説明を受けました。また、大規模災害発生時に緊急消防救助隊の活動拠点として活用する全国に15台しかない拠点機能形成車を見ることができました。



12月28日 豊川海軍工廠遺構の見学

名古屋大学宇宙地球環境研究所における、豊川海軍工廠の遺構の視察を行いました。

研究所内には海軍工廠の遺構が数多く残り、今年6月に開園しました豊川海軍工廠平和公園も隣接しています。

現地では、担当課による各施設の概要説明が行われ、当時の状況を確認することができました。



11月20日 公会計制度

昨年度の研修からステップアップした「公会計制度の応用編」として議員研修会を開催しました。講師も昨年と同様に、愛知大学の経営学部会計ファイナンス学科の吉本理沙准教授にお願いしました。

研修は、昨年度の復習から始まり、豊川市の固定資産台帳情報を用いて自治体の課題を分析する方法や、その原因について説明があり、グループワーク、意見交換が活発に行われました。



講義を活かしたグループワーク

陳 情

陳情第10号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
～第13号 愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者 森谷光夫

結 果 **陳情第10号から陳情第12号は、常任委員会において不採択と決定。**
陳情第13号は、各派交渉会において「聞きおく」と決定。

陳情第14号 国に対して「待機児童と保育士不足解消のための実効性ある対策を求める意見書」の提出を求める陳情

愛知保育団体連絡協議会 会長 本田たみ代

陳情第15号 国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情

愛知学童保育連絡協議会 会長 江坂佳代子

陳情第16号 国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情

愛知学童保育連絡協議会 会長 江坂佳代子

結 果 **陳情第14号から陳情第16号は、各派交渉会において「聞きおく」と決定。**

陳情第17号 豊川市幸町におけるマンション（旧伊勢屋跡）建設に関する陳情
 大岩 章二

結 果 **陳情第17号は、産業建設委員会において採択と決定。**

※ 国や県に対して意見書の提出を求める陳情は、申し合わせにより「聞きおく」としています。
 ※ 「聞きおく」とされた陳情は、全議員にその写しを配付し、各会派が陳情内容により意見書や決議の発議が必要と判断した場合は、定例会の中日の前日までに意見を備え、議長に申し出ることにしています。
 今期定例会において、申し出はありませんでした。